

【地区計画区域内における垣・柵、塀、門柱の制限一覧表】

★地区計画区域内における垣・柵、塀、門柱の制限は、地区によって様々で分かりにくい点もあるため、下表のとおり基準をまとめました。

分類		丸山(保養施設地区含む)	橋爪・五郎丸	四季の丘・もえぎヶ丘(店舗地区含む)	つつじヶ丘	桃山台	高根洞
垣・柵	構造	生垣・フェンス・鉄柵で透視可能なもの	生垣・四つ目垣・フェンス等で透視可能なもの	生垣(在来種等地域の自然環境に配慮したもの)・四つ目垣・フェンス等で透視可能なもの	道路境界線に接する垣又は柵は生垣・四つ目垣・フェンス等で透視可能なもの	生垣・四つ目垣・フェンス等で透視可能なもの	生垣・四つ目垣・フェンス等で透視可能なもの
	高さ制限	1.5m以下	—	1.5m以下	1.5m以下	1.5m以下	2.0m以下
	高さの算定基準	前面道路面(道路中心線からの高さ)	—	敷地地盤面	敷地地盤面	敷地地盤面	敷地地盤面
	フェンス等の基礎	0.6m以下	0.6m以下(敷地地盤面から)	0.4m以下	0.4m以下	0.4m以下	0.6m以下
	後退距離	6m未満の道路について適用。道路境界線(建築基準法第42条第2項に規定する境界線を含む)より1m以上後退	—	—	—	道路に面する側は道路境界線より0.6m以上後退	—
	後退部分の植栽	道路境界線に平行に沿った植栽帯必要	—	—	—	—	—
塀	構造	隣地との境界に設置するものは可	—	塀は設置不可	塀は設置不可	塀は設置不可	塀は設置不可
	高さ制限	2.0m以下	1.5m以下	—	—	—	—
	高さの算定基準	前面道路面(道路中心線からの高さ)	敷地地盤面	—	—	—	—
	後退距離	—	道路に面する側は道路境界線(地区計画道路線がある場合は道路境界線および地区計画道路線)より0.6m以上後退	—	—	—	—
	後退部分の植栽	—	道路境界線に平行に沿った植栽帯(緑化が望ましいが砕石敷等でも可)	—	—	—	—
門柱	構造	鉄筋コンクリート又は補強コンクリートブロック等 道路正面からの見附長さの合計が2.4m以下	道路正面からの見附長さの合計が2.4m以下	鉄筋コンクリート又は補強コンクリートブロック等 道路正面からの見附長さの合計が2.4m以下	鉄筋コンクリート又は補強コンクリートブロック等 道路正面からの見附長さの合計が2.4m以下	鉄筋コンクリート又は補強コンクリートブロック等 道路正面からの見附長さの合計が2.4m以下	鉄筋コンクリート又は補強コンクリートブロック等
	高さ制限	なし	なし	1.5m以下	1.5m以下	1.5m以下	2.0m以下
	高さの算定基準	—	—	敷地地盤面	敷地地盤面	敷地地盤面	敷地地盤面
	後退距離	—	—	—	—	—	—